平成２３年（フ）第５５号
広島市安佐北区大林町3577番地10
債務者　松本　敏幸
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０号
広島市安佐北区白木町大字三田199番地の12
債務者　岩井　雅信
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６号
広島市南区東本浦町18番32―303号
債務者　福冨　進矢
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２号
広島市佐伯区八幡東２丁目23番14―501号
債務者　笹浪　和恵
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６４号
広島市南区皆実町３丁目13番11号
債務者　麦の実こと　大越　平康
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７号
広島県安芸郡熊野町中溝５丁目１番１―502号
債務者　大藤美寿紀（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９号
広島県尾道市東元町６番５号
債務者　島谷　文香（旧姓谷辺）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
山口市小郡下郷2786番地
債務者　原　　茂樹
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
山口市平井1273番地５　第２ハイツワカニ302号
債務者　若仁光一朗
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
山口市石観音町３番18号
債務者　村田　英八
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
山口県防府市大字田島337番地の32
債務者　金子　由紀
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
愛媛県松山市鴨川３丁目８番２号
債務者　大下　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
愛媛県松山市白水台３丁目２番地４
債務者　二宮　勝巳
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
愛媛県松山市白水台３丁目２番地４
債務者　二宮由起子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1364番地15　レモンハイツ筒井４―Ｄ
債務者　福本　加代
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９５８号
高知県南国市大埇甲1727番地６
債務者　森本　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６号
高知市役知町14番８号　コーポ中村Ⅰ・202号
債務者　岡林　　徹
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７５号
高知市若草南町15番２―１号　市住25号
債務者　金子　光子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係